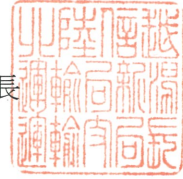




新運輸第1469号の2  
新運整第1277号の2  
平成29年3月24日

各 旅客自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局  
新潟運輸支局長



「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長より別添写し(平成29年3月15日付け 北信交監第330号、北信交旅第851号、北信技保第137号)のとおり通達があったので、了知願います。



北信交監第330号  
北信交旅第851号  
北信技保第137号  
平成29年3月15日

新潟運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令  
発令基準等について」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成29年3月14日付け  
国自安第246号、国自旅第374号）のとおり通知があったので、遺  
漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。



国自安第 246 号  
国自旅第 374 号  
平成 29 年 3 月 14 日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」  
の一部改正について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日）  
を踏まえ、「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平  
成 14 年 1 月 17 日付け国自総第 424 号、国自旅第 149 号）の一部を別添新旧対照表  
のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。